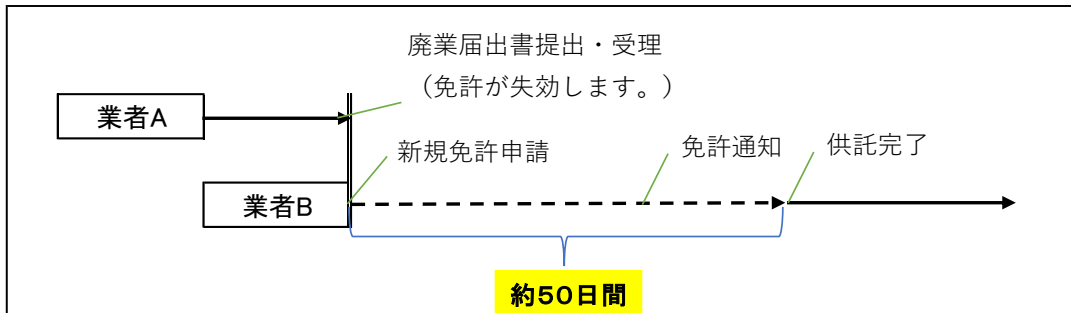


Ⅶ 個人業者⇔法人業者の入れ替えについて

同一事務所において宅建業者が入れ替わる場合には、元の業者による廃業届出と、新しい業者による新規免許申請が必要です。

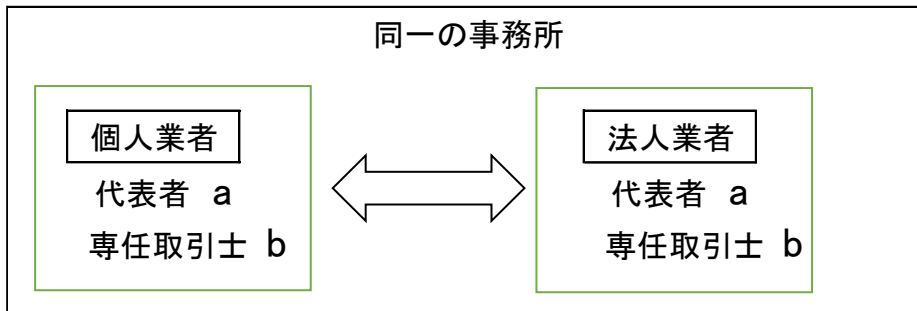
○ 業者Aから業者Bに入れ替わる場合

元の業者の免許が有効の状態では、新しい業者の免許申請ができません。



○ 個人業者と法人業者が入れ替わる場合

個人業者と法人業者間において、①代表者、②専任の宅建士、③事務所の所在地が同一である場合をいいます。



必要な手続きについては、建築安全課宅建業免許担当までお問い合わせください。